

要 旨 紹 介

本研究は、成人の暴力犯罪（傷害、暴行、殺人、強盗等）に焦点を当て、動向、特別調査の結果、処遇の現状を取りまとめて分析した。特別調査では、刑事施設入所者及び保護観察を終了した保護観察付全部執行猶予者について調査を実施した。

動向（第2章）

傷害、暴行の認知件数は、平成12年に激増し、傷害は、15年をピークに減少傾向にあるが、20年以降、2万件台で推移している。暴行は、18年以降、3万件台で高止まりの状況にある。これに対し、殺人や強盗の認知件数は、15年をピークに減少している。検挙人員・起訴人員においても、傷害、殺人、強盗は減少傾向にあるが、暴行の検挙人員は、増加傾向ないし横ばいの状態にある。

殺人、傷害、暴行、強盗の入所受刑者は増加ないし増加傾向にあったが、16年ないし20年をそれぞれピークとしてその後は減少傾向にある。いずれの罪名も65歳以上の年齢層の占める割合が上昇傾向にある。仮釈放者の保護観察開始人員は、殺人、傷害、強盗は減少傾向にあるが、暴行は少ない人員で増減を繰り返している。保護観察付全部執行猶予者では、傷害は減少傾向にあり、殺人、暴行、強盗は少ない人員で増減を繰り返している。

傷害の再犯者の人員は、減少傾向にあるが、再犯者率は、おおむね上昇傾向にある。暴行では、再犯者、初犯者共に増加傾向にあり、再犯者率は、40%前後で推移している。傷害の再入者の人員も、減少傾向にある。暴行は、傷害よりも再入者率が一貫して高い。5年以内再入者に占める暴力犯罪による再入者の割合は、傷害が約3割、暴行では約4割であるが、窃盗及び覚せい剤取締法違反による再入者の割合も高かった。出所受刑者の2年以内再入率の推移を見ると、傷害ではおおむね横ばいに推移している。暴行では出所年による変動が大きいものの、傷害及び総数と比べると一貫して高い。

特別調査（第3章）

1 暴力犯罪受刑者の特性等に関する調査

平成28年6月頃、全国の刑事施設に入所した受刑者に対し、心理的特徴（基本的性格傾向、攻撃性、社会的自己制御、アルコール使用障害リスク・薬物乱用重症度）に関する質問紙調査

を実施し、犯行態様、背景事情に関する記録調査の結果と併せ分析を行った。分析の対象となつた暴力犯罪受刑者は176人（男性159人、女性17人）であり、比較対照のため、窃盗事犯受刑者、覚せい剤事犯受刑者も分析の対象とした。

暴力事犯受刑者は、窃盗事犯受刑者、覚せい剤事犯受刑者に比べ、平均年齢が低く、初入者の占める割合や、「暴力団関係者」「保護処分歴あり」の者等の占める割合が高かった。暴力犯罪受刑者の心理的特徴は、男女で異なり、男性では、窃盗事犯受刑者、覚せい剤事犯受刑者に比べ、協調性が低く、攻撃性やアルコール使用障害リスクが高いなどの傾向が認められたが、女性では、攻撃性やアルコール使用障害リスクにつき、罪種間での有意な差は認められなかつた。

暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等の要因について、「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」と「早期逆境・問題早発なし／あり」の二次元により分類したところ、反応的・表出的暴力や道具的暴力に対応する要因を有する群を含む、4つのクラスターが見出された。また、暴力犯罪により刑事処分を受けた回数と特性等による類型化のため、決定木分析により検討したところ、暴力団加入歴の有無、不安定な稼働歴の有無、本件時の飲酒の有無、本件時の凶器使用の有無、痴情のもつれ・異性関係が犯行の動機であるかどうかが刑事処分回数の多寡を分ける要因と判明し、6つの類型ごとに、暴力団離脱者への就労支援や問題飲酒・薬物乱用に対する指導等、重点的に介入すべきポイントが示唆された。

2 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等に関する調査

平成25年中に保護観察を終了した保護観察付全部執行猶予者のうち、本件処分に係る刑の主たる罪名が暴力犯罪である者につき、保護観察官が事件記録に基づいて犯行の態様や保護観察終了時の状況等の情報を記入する方法により犯行態様、背景事情に関する調査を実施した。分析対象は、439人（男性400人、女性39人）であった。

男女共に29歳以下の年齢層が約4割を占め、罪名では、傷害が過半数を占めたが、次いで多かったのは男性では強盗、女性では殺人であった。保護観察終了事由につき、取消・再処分ありの者は127人（28.9%）であり、保護観察開始時までの薬物使用「該当あり」、本件時以外の問題飲酒「あり」、類型「家庭内暴力（DV）」の「認定あり」の者の占める割合が高く、保護処分歴等の非行歴の項目につき「該当なし」の者の占める割合が低かった。

犯行態様や背景事情等の要因の関連につき、「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」と「問題早発なし／あり」の二次元により分類したところ、4つのクラスターが見出された。また、取消・再処分の有無と特性等による類型化のため、更に決定木分析を用いて検討したこと

ろ、保護処分歴の有無、本件での凶器の使用の有無、本件時以外の問題飲酒の有無、本件までの日常的な暴力の有無、本件被害者との面識の有無が取消・再処分の有無を分ける要因と判明し、前記受刑者調査と同様、6つの類型ごとに、家庭内暴力や問題飲酒、不良集団関係・薬物乱用への指導等、重点的に介入すべきポイントが示唆された。

処遇の現状（第4章）

刑事施設・保護観察所等における暴力犯罪者に対する処遇として、暴力防止プログラムの概要を紹介した。また、複数の刑務所・保護観察所等における同プログラムの実施状況を実地調査し、インタビューを通じて明らかになった実施上の工夫や課題等を紹介した。

まとめ（第5章）

動向、特別調査の結果、処遇の現状をまとめ、考察を加えた。検挙人員や起訴・不起訴人員等は、少年や高齢者による事案の増減、配偶者暴力事案の増加等で変化するものの、入所受刑者の人員や再入率等に与える影響は限定的であり、矯正・更生保護の段階にまで至った問題性の大きい者等に対する効果的な再犯防止の施策が依然として重要であることを指摘した。さらに、暴力犯罪者に対するより効果的な矯正処遇や保護観察処遇の在り方の検討という観点から、暴力犯罪者は一様な存在ではなく、類型に応じて介入すべき心理的特徴にも差異があることを前提に、刑事施設等及び保護観察所で行われている暴力防止プログラムにつき、より柔軟に各種ニーズに対応できるようアセスメントと指導の内容を拡充すること、就労支援やアルコール使用障害・薬物依存症の治療といった他の方策との有機的な連携や関係機関との情報共有が望まれること、本研究で明らかにし切れなかった家庭内暴力等の処遇上のニーズの解明に向けた更なる調査研究が必要であること等を論じている。

研究部長 中 村 芳 生